

はじめに

絶滅のおそれある野生生物種の動向に関する報告書としては、国際自然保護連合（IUCN）により、世界全域を調査対象として1966年に発行されたレッドリスト（IUCN Red List of Threatened Species）が最初のものである。その後IUCNでは逐次改訂版を出しているが、イギリス、ロシアなど各国でも国レベルで作成されており、日本では1989年と1991年に（財）日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員、および環境庁（現環境省）・（財）日本野生生物研究センターにより、それぞれ「我が国における保護上重要な植物種の現状」と「日本の絶滅のおそれある野生生物」－レッドデータブッカー（脊椎動物編および無脊椎動物編）が発行された。

三重県では1995年に三重自然誌の会により、地域の現況に即した「自然のレッドデータブック・三重」が発行されたが、県レベルでの、この種の出版物としては初期のものといえよう（神奈川県、兵庫県、広島県でも同年に発行）。レッドデータブックは5年あるいは10年単位で見直しが必要であり、三重県環境森林部では1995年版の10年後を目標として、2003年3月にレッドデータブック編纂検討委員会を、同年5月に三重県生物多様性検討委員会を設置し、2006年3月に三重県行政としては初版となる「三重県レッドデータブック2005」（動物編および植物・キノコ編）を発行した。

2005年度版レッドデータブックは1995年版とともに、当初の目的のひとつでもある三重県の生物多様性の保全と自然保護の啓発、ならびに総合的な自然環境保全の基礎資料として広く活用されてきた。しかしながら、その後の自然災害や人為的な環境の改変、あるいは特定動物の急激な増加などによる生態系の推移などにより、野生生物の生息生育状況などにも変化が予測される。また一方で、この数年来、地方自治体や自然史関係諸団体などによる報告書においても野生生物の分布等に関する多くの知見が蓄積されており、レッドデータブックを精度高く生物多様性保全の基礎資料として活用していくためにはレッドリストの定期的な見直しが必要とされた。

三重県環境森林部自然環境室では三重県初版の約10年後にあたる2014年度の改訂版発行を目標に、2012年1月に改訂の進め方やリストの決定等を協議・検討する「三重県レッドデータブック改訂委員会」を組織し、同年3月に第1回委員会が開催された。県の担当部署は同年4月より三重県農林水産部みどり共生推進課に変更されたが、引き続き5月に評価対象種の選定、現地調査、文献等による生息生育情報の収集・精査およびカテゴリー評価をおこなう「三重県レッドデータブック改訂委員会専門部会」を組織し、本格的な改訂作業にとりかかった。

改訂委員会および専門部会の各委員の構成は概ね2005年度版に準拠し、調査対象分類群は2005年度版で取り上げた哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類、ヤスデ類、甲殻類、貝類（陸産・淡水産）、淡水クラゲ類、維管束植物、蘚苔類およびキノコ類の14分類群に藻類を加えた15分類群となった。また、貝類には干潟を加えた。

三重県版レッドリストカテゴリーは2005年度版を踏襲し、各ランクは、絶滅（EX）、野生絶滅（EW）、絶滅危惧IA類（CR）、同IB類（EN）、同II類（VU）、準絶滅危惧（NT）および情報不足（DD）とした。一方、カテゴリー分類ルールは2005年度版に準拠しているが、近年増加しているニホンジカの食害による生態系の攪乱が顕著に認められ、また、外来生物による影響がみられることなどから、「その他ルール」中の「人為圧力の減少率の換算」に、「シカ食害、外来生物等のその他の生物圧力」を追加修正した。

調査対象種には2005年度版掲載種全種とその後新たに生息生育情報の得られた種など、各分類群の専門委員が必要と判断した種ならびに環境省第3次・第4次レッドリスト掲載種などを選定し、詳細なる調査と検討を行った。その結果、改訂レッドリストの掲載種数は2005年度版の1,483種より259種多い1,74

2種となり、それらのリストとカテゴリーは2014年7月に公表された。

本改訂版レッドデータブックでは2005年度版に準じ、リスト掲載種の選定理由、種の概要、分布、現況・減少要因、保護対策について記載されているが、ランクが変更された種については旧ランクと変更の状況なども付記した。また、環境省第3次・第4次レッドリストの掲載種であるにもかかわらずランク外となっている種も幾つかみられるが、地方版はその地域における分布の現況に即したものであることを趣旨としていることから、これらの種については各分類群の概説のなかで該当種名と根拠を記載した。一方、環境省リストには選定されていないが本編では高いランクの種も多数あり、これについては固有種や分布域限界種など、地域特性を反映している種が多く含まれていることなども関係しているであろう。なお、今回の改訂により、絶滅種（EX）は2005年度版の52種に対して67種と15種増加、また、絶滅のおそれある種、即ち、絶滅危惧IA類（CR）、同IB類（EN）および同II類（VU）の合計は2005年度版の853種に対して1,100種と247種増加しており、三重県の野生生物の生息現況はより厳しい状況になっていることが推察される。

本改訂版は2005年度版同様、行政主導のもとに県内外の生物各分野の専門研究者100余名が結束し、パブリックコメントなども取り入れて県民参画のもとに取りまとめられたものである。私たちが今後の豊かで潤いある生活を維持していくうえで、本書が生物多様性の保全ならびに総合的な自然環境保全の基礎資料として、引き続き広く活用されることを切に望むところである。

なお、自然界にはいまだ未知なことが多い。今回掲載された各種についても種によって、あるいは地域によって今後新しい知見が判明する可能性が高い。そのためには未掲載種も含めた種の多様性調査を今後も継続的に実施し、資料を蓄積するとともに、レッドリストの定期的な見直しが必要であることを付記したい。

2015年3月

三重県レッドデータブック改訂委員会
会長 富田靖男